

告 示

埼玉県選挙管告示第十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和七年五月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

| 種 別   | 施設の開設主体及び名称               | 所 在 地                  |
|-------|---------------------------|------------------------|
| 老人ホーム | 社会福祉法人育成会<br>特別養護老人ホーム白菊苑 | さいたま市大宮区天沼町一丁目百五十四番地の一 |